



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

②7 住民税の寄附金控除が変わります

住民税における寄附金控除が従前の所得控除から税額控除に変わり、対象となる額も拡充されます。

区 分	改正前(平成19年分以前)	改正後(平成20年分以降)
対象となる寄附金	都道府県、市町村に対する寄附金 共同募金会に対する寄附金 日本赤十字社に対する寄附金	改正前の対象となる寄附金に加え、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金
控除対象となる額	100,000円を超える寄附金	5,000円を超える寄附金
控除対象上限額	総所得金額などの25%	総所得金額などの30%
控除計算	(寄附金-100,000円)を総所得などの合計から所得控除	(寄附金-5,000円)×(4~10%)を所得割から税額控除

※対象となる寄附金のうち、都道府県、市町村に対する寄附金(ふるさと納税)については、一定の限度まで住民税、所得税合わせて対象となる額全額が控除されます。

※控除計算の税率については、住所地の都道府県が条例で指定した寄附金は4%、住所地の市区町村が条例で指定した寄附金は6%、住所地の都道府県と市区町村の両方が条例で指定した寄附金の場合は10%となります。

ふるさと納税

対象となる寄附金のうち、都道府県、市町村に対する寄附金については、上表の控除計算で求めた基本控除額のほかに、所得税の税率に基づき計算された特例控除額(所得割の10%が上限)を加算し、控除対象となる分(5,000円を超える部分)については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除となります。

例) 所得税10%の人が市町村に40,000円を寄附した場合

寄附金 40,000円

寄附金40,000円のうち、5,000円を引いた残り35,000円が控除対象となります。

寄附金控除対象 40,000円-5,000円=35,000円	寄附金 対象外 5,000円
--------------------------------	----------------------

- ・ 所得税の寄附金控除(所得控除)で、35,000円×10%(所得に応じて5%~40%)=3,500円の税額が軽減されます。…(A)
- ・ 住民税の寄附金控除(税額控除)で残りの31,500円(B)+(C)の税額が軽減されます。
住民税の基本控除額 35,000円×10%=3,500円…(B)
住民税の特例控除額 90%-10%(所得に応じて所得税率5%~40%)=80%
35,000円×80%=28,000円…(C)

所得税の税額軽減 3,500円(A)	住民税の基本控除 3,500円(B)	住民税の特例控除 28,000円(C)	寄附金 対象外 5,000円
-----------------------	-----------------------	------------------------	----------------------

寄附金控除を受けるためには

所得税と住民税双方から寄附金控除を受けるためには所得税の確定申告が必要です。

寄附金先の団体から発行される「領収書」または「寄附金受領証明書」などをなくさないように、申告時期まで大切に保管してください。

【問合先】税務課